仙台市消防局訓令第十八号

仙台市消防局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年九月三十日

仙台市消防局長 千 葉 弘 樹

仙台市消防局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令

仙台市消防局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程(令和二年仙台市消防局訓令第十四号)の一部を次のように改正す

現行

(勤務時間、休暇等)

第二条 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、会計 年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程(令和二年仙台 市訓令第七号。以下「市訓令」という。) の適用を受ける会計 年度任用職員について定められているものの例による。この場 合において、市訓令第十二条第二項及び第四項第一号、附則第 二項第二号並びに別表第三備考1ア中「人事課長」とあるのは 「総務部総務課人事担当課長」と、市訓令第三十条(見出しを 含む。)及び**第三十一条**中「総務局長」とあるのは「消防局長」 とする。

改正後

(勤務時間、休暇等)

第二条 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、会計 年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程(令和二年仙台 市訓令第七号。以下「市訓令」という。) の適用を受ける会計 年度任用職員について定められているものの例による。この場 合において、市訓令第十二条第二項及び第四項第一号、附則第 二項第二号並びに別表第三備考1ア中「人事課長」とあるのは 「総務部総務課人事担当課長」と、市訓令第三十一条(見出し を含む。)及び第三十二条中「総務局長」とあるのは「消防局 長」とする。

附則

この訓令は、令和七年十月一日から施行する。

(消防局総務部総務課)